

健 康 福 祉

★ 地域包括ケアシステムとは

□ 地域包括ケアシステムの深化

□ 地方自治体などに対する各種補助金の交付

□ 栄養士や社会福祉士などの各種養成施設の
指定・監督

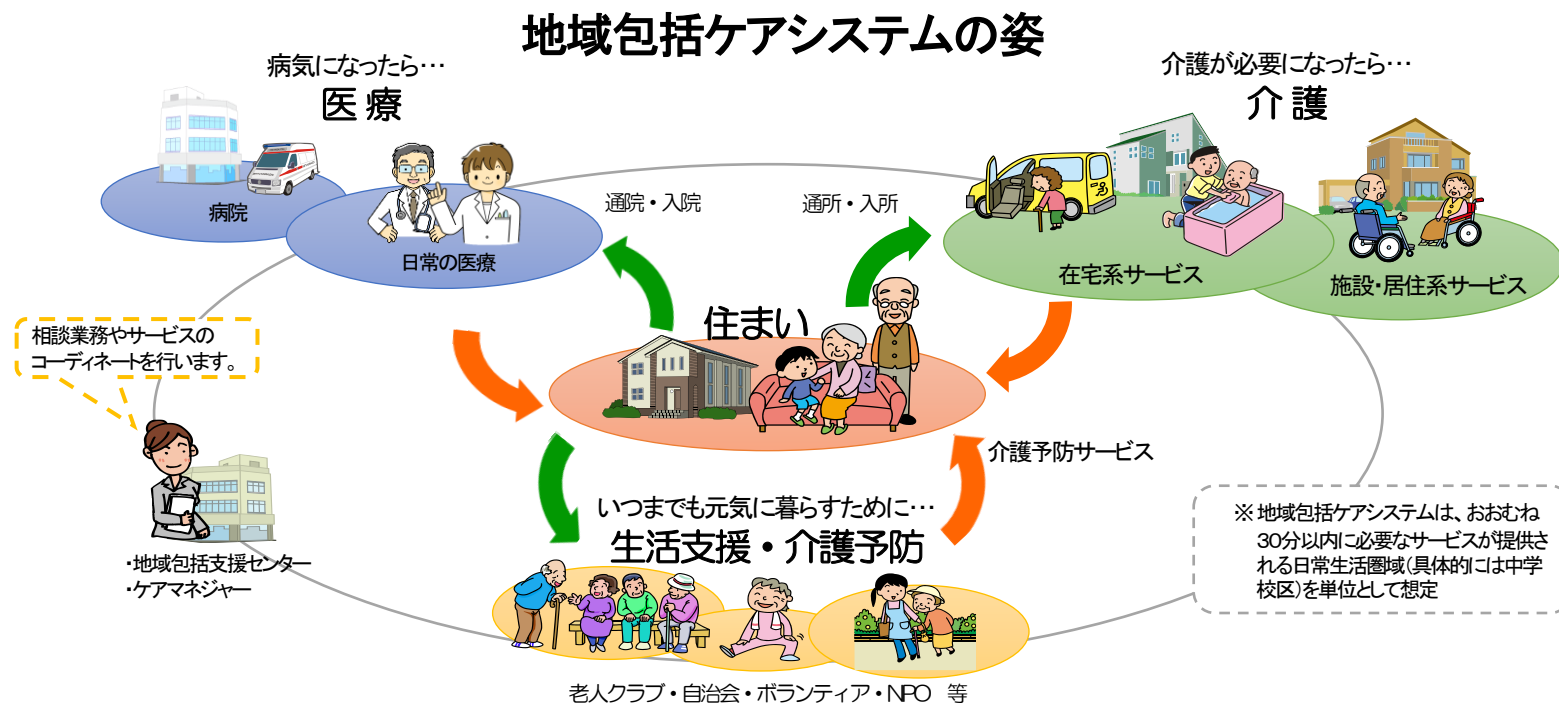
□ 輸出畜産食品や水産食品に係る製造施設の
認定・現地査察

★ 地域包括ケアシステムとは

わが国では急速に少子高齢化が進んでおり、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。

医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることが出来るよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される必要があります、そのためには高齢者に関わるあらゆる「関係機関」や「地域」が連携していくことが求められています。

この連携の仕組みが「地域包括ケアシステム」です。



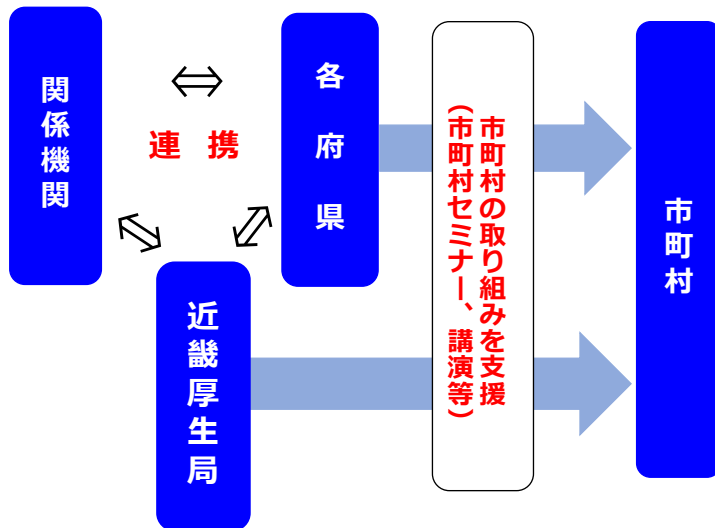
■ 地域包括ケアシステムの深化

高齢化の状況や地域にある社会資源（医療機関や施設、NPOなどの地域包括ケアの担い手など）は地域によって異なります。

このため、地域包括ケアシステムは、市町村や府県が地域の自主性や主体性、実情に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。

近畿厚生局では、市町村や府県の取り組みの充実を図るため、各府県や関係機関（他省庁や他厚生局など）と連携し、市町村セミナーの開催、地域包括ケアシステムの普及・啓発のための講演などを行っています。

【地域包括ケアシステムの構築支援の流れ】



「地域包括ケア推進セミナー」



自治体を対象に、初任者向けセミナーを開催

■ 地方自治体などに対する各種補助金の交付

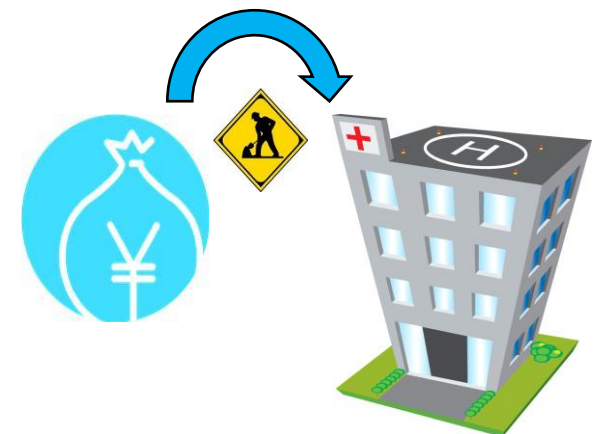
国民の皆様が安心して暮らすためには、生活環境や社会福祉基盤の充実を図る必要があります。

近畿厚生局では、結核により病院受診した方に対する医療費や原子爆弾被爆者の方に対する健康管理手当などの費用の一部を各自治体に交付しています。

また、国民の生活上必要とされる施設である医療機関や社会福祉施設（老人保健施設やグループホームなど）、子どもの養育を支える施設（保育所、認定こども園など）の整備のために必要な経費の一部を補助しています。

（参考）補助金の種類

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| ● 結核医療費国庫負担（補助）金 | ● 子どものための教育・保育給付交付金 |
| ● 原爆被爆者健康診断費、手当、葬祭料の各交付金 | ● 子どものための教育・保育給付費補助金 |
| ● 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金 | ● 子育てのための施設等利用給付交付金 |
| ● 児童入所施設措置費等国庫負担金 | ● 子ども・子育て支援交付金 |
| ● 特別児童扶養手当事務取扱交付金 | ● 子ども・子育て支援施設整備交付金 |
| ● 特別障害者手当等給付費国庫負担金 | ● 就学前教育・保育施設整備交付金 |
| ● 児童扶養手当給付費国庫負担金 | ● 次世代育成支援対策施設整備交付金 |
| ● 女性支援費国庫負担（補助）金 | ● 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 |
| | ● 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 |
| | ● 災害復旧費国庫補助金 |



■ 栄養士や社会福祉士などの各種養成施設の指定・監督

養成施設とは、大学、短期大学、高等学校、専門学校などのうち、必要な知識や技能を習得することにより、国家試験の受験資格などを得ることができる施設のことです。

例えば、あん摩マッサージ指圧師については、厚生労働大臣が指定した養成施設において、必要な知識や技能を3年以上習得することにより、国家試験の受験資格を得ることができます。

近畿厚生局では、養成施設の指定、指定後の調査や指導などを行っています。



栄養士養成施設実地調査における器具の確認



介護福祉士養成施設実地調査における器具の確認

■ 輸出畜産食品や水産食品に係る製造施設の認定・現地査察

食品を輸出するには、それぞれの輸出先の国が定める食品衛生の基準を守らなければなりません。

畜産食品や水産食品については、これらの基準を満たした上で輸出が可能となるよう、日本国政府と輸出先国政府との協議により認定された製造施設において製造することや、輸出の都度、公的機関が発行した衛生証明書を貨物に添付するといった制度を定めています。

近畿厚生局では、これらの制度に基づき、製造施設を認定するとともに、定期的に現地査察を行っており、また貨物に対する衛生証明書の発行を行っています。



認定施設への現地査察